會社經理統制令と自己資金の蓄積

岩 田

巖

統制に、 かれらは相當深刻な脅威を感じたもののやうである。 なかでも異常な衝撃をうけたのは資本家層であつた。前の配営制限令より一段と强化された

昨年十月會社經理統例令が公布されるや、經濟界の各方面に大きな反響をよびおこしたことは、今なほ我々の記憶

眼目のひとつであることは、まづ最初に利潤配當の制限方式をかかげ、 内留保を増加せしめ、以てみづから經營の維持擴張を計らしめようといふのである。この點が統制令のねらふ大きな 易に想像することができる。 適正ナラシメ、自己資金ノ蓄積ニ努ムルコト」といふ點をあげてゐる。卽ち會社各自をして利潤配當の抑制により社 經理統制令はその第二條において經理統制の指導精神を述べ、ここに遵守さるべき事項の一として「利益ノ分配ヲ きわめて精細に規定してゐるところからも容

これに激しいショツクをうけた資本家層はただちに立上つて眞向から反噬せんとする勢を示した。例へば經理統制

220

えて、これが反駁乃至辨明に努力を吝まなかつたやうである。 立場から不平不滿苦情反對が續出したが、資本家側からの反對意見は理由が理由だけに、當局もよほど氣にしたとみ るとかいふ理由をあげ、 令は利潤制限を意圖するものであるとか、資本の移動集中を阻害することになるとか、または企業心の萎微を招來す 結局生産力擴充の基本國策に矛盾するものとして根本的修正を要請した。その他にも色々の

ではなくて、經營者の問題である。經營者の企業心は專ら企業經營に對する興味と報酬によつて左右されるといふこ 中は可能であらう。また企業の萎微振興は會社事業のごとく所有と經營が分離されてゐるところでは、出資者の問題 とができよう。 て收益水準が一様に低下せしめられるとすれば、この水準を中心とする利潤の高低があるかぎり、なほ資本の移動集 利潤の高低によつて移動するとしても、移動の動因は、利潤の絕對的高さではなく、むしろ相對的高さである。從つ が假りに配當制限が利潤制限となるにしても資本の移動をはばみ、企業心の刺戟をうばふことにはならない。資本が さらに企業心の萎縮とか、生産擴張の阻害に結びつけようとする見えすいた曲解とさへ感ぜられないこともない。だ の制限を意圖するのみで、 當局のいふ通り、 配営制限を以てただちに利潤の制限と解することは、あきらかに誤謬である。統制令はただ分配 利潤の獲得まで抑制せんとするものではない。あへて兩者を同一視せんとするのは、こと

配だけを抑制して、 おいてはこれが所得の制限である以上、身にこたへる痛手と感ずるのは一應尤もなことである。利潤ではなくただ分 とにかく資本家側が眞正面からふりかざした反對論は必らずしも當を得たものではない。たゞ出資者個人の立場に 社内留保を増加するのみだとはいひながら、直接經營に關與しない出資者にとつては、いかに自

橋 論 叢 第八卷 第三號

4

己資金が蓄積されるにしても、他所事としか感ぜられないのは無理からぬことと思はれる。然しながら統制令によつ て出資者を利益する惧があるとさへ考へられる。以下この點について考察したいと思ふ。但し經理統制令の內容につ されるのではない。否、そればかりでなく、事情は却つて逆のやうにさへ見える。卽ち他の企業關與者と比較すると みなそうである。非常時局を超克するために、すべてが犠牲を甘受するのであつて、出資者のみに不當な犠牲が强要 て所得が抑制されるのはいふまでもなく出資者のみではない。企業經營に關與する役員、社員も、程度の差こそあれ、 てはすでに多くの解説書が發表されてゐるから、條文の說明はなるべく省略することにする。 出資者はむしろ統制令によつて保護されることになるやうである。極端にいへば、統制令は他の者の犠牲におい

追水 久 常著 會社經理統制令解說 過報叢書

下 村 治著 會社經理統制令講義案

齋藤榮三郎著

會社經理統制令等の解説

呂が等しいばかりでなく、 會社經理統制令は會社財政の統制管理指導を目的とするものである。「經理統制」といふ言葉は「計理統制」と語 内容的にも相互に關聯するところがあるので、 よく混同して用ひられることがあるが、

の兩者は嚴密には區別されねばならない。計理統制は會計計算の統制であるに反して、經理統制はあくまでも財務活

きだが、然も一方は財務統制であり、他方は會計統制であつて、斷じて混同すべきではない。 定めるため財産評價を統一して自己資本を正しく計算するごとき)、 動の統制を中心とするものである。固より經理統制はその手段として計理統制が必要であり (例へば帳簿組織を統一するごとき)計理統制は缺くことができない。かやうに兩者が入りこんでゐることは認むべ また經理統制の結果をあきらかにするためにも (例へば配當の最高限を

する統制を規定するのがこの會社經理統制令である。 時資金調整法の統制するところである。これに對し大體において資金の運用支拂(固よりこれだけではないが) 會社財政は資金の調達牧納と運用支拂の二方面に區別することができる。このうち資金の調達の方面は主として臨

許權、鑛業權、 制令は以上の三點に特に力を入れて詳細に規定してゐる。第四の資金運用統制は有價證券の取得處分、無形財產 廣告費等の項目を列擧してゐるところからも推測しうるように、 三の經費統制はもとより人件費ばかりでなく、一般の物件費の節約であるが、本令が特に機密費、 制限であることはいふまでもない。第二の役員社員の給與制限は重役事務員の俸給、賞與、手當等の抑制である。 が、このうち統制令は人に對する支拂卽ち個人所得となる支出に重點をおいて、統制せんとするもののごとくである。 (三)經費の統制、 經理統制令が眼目とするところは、凡そ五つある。卽ち (一) 利益配當の制限、(二)役員および社員の給與制限、 さらに資金の使途は種々雑多であつて、資本償還、資金貸付、財産取得、報酬給與、利潤分配等色々に區分される 漁業權等) (四)資金運用の統制、(五)會計報告と監査の五點である。第一の配當制限が出資者に對する支拂の の取得處分、資金の貸付借入に關して許可制を設けたものである。この點は前三者に比較 人件費が重要視されてゐることは明かであらう。統 交際費、接待費、

會社經理統制令と自己資金の蓄積

5

る支出の適正化が必要になつたことは一般に支出の增加する傾向が現實に存在し、また將來豫期されるからにほかな 色々の緩和規定がつけてあつて、急激な變化と摩擦をさけるように周到な用意がしてあることは周知の通りである。 らない。 引上げられることもありうる。卽ち絕對的な高さにおいては支出が多くなることもあるわけである。然しながらかか 或は役員の報酬は實績により、賞與には法定率を設け、社員には初任給と昇給率を定める等々である。尤もこれには へば配當については自己資本の八分を最高限度とし、初度配當率を六分にするとか、增配の限度を一割にするごとき、 どころがない。そこで支出の適正化について明確な標準をあたへてゐる。條文を列擧說明することは省略するが、 盆ノ分配ヲ適正ナラシメ」といふごとくである。けれども「適正ナラシム」 といふだけでは、甚だ漠然としてゐる把 ひないで「適正ナラシム」といふ言葉を使つてゐる。例へば「給與及其ノ支給方法ヲ適正ナラシムルコト」とか「利 がおかれてゐるのであつて、會社經理統制令は詮じつめれば、結局會社人件的支出の制限令であるといつて差支へない。 査することであるから、ここでは特に取りたてゝいふ必要はない。かくて本令では主として對人的支出の抑制に重點 して割合に手輕く取扱はれてゐる。最後の會計報告と監査は前記の各種の統制規定が遵守實行されたか否かを監視調 尤も支出の制限といつても無闇に抑へるのでないことはいふまでもない。條文では多くの場合制限といふ言葉を用 かやうにして支出の適正化を計らうとするのであるから、高すぎる支出は引下げられるとともに、低すぎる支出は 放置しておいても支出が減少する場合にはかかる統制の必要はない。從つて經理統制令における支出の適正

ところでかやうに人件的支出が制限されることは、 即ち會社關係者の所得が抑制されることである。 會社の業績が

化は相對的な意味での支出制限である。

即ち十四年度下期は一三・八%、十五年度上期は一三・五%であるに反して、十五年度下期は一四%である。この利 方如何によつて色々に手加減を施すこともできないではない。例へば祕密積立金の吐出は多く用ひられる方法で、 を減殺する惧があるといふのである。尤も役員賞與金はその期の利益金にもとづいて算定されるから、損益計算の仕 統制令は「所有と經營の分離」よりはむしろ「經營と利潤の分離」を計るもので、企業心、經營合理化に對する刺戟 景氣がよくなつた時に昇給して埋合せるやうな慣習がよくある。これで大體平均されることになるのである。然るに るからである。從來社員給與の規定が制定されてゐないところでは、不況の際には何年でも俸給を据置にしておいて 拂はねばならない。初任給に制限が設けられるとともに昇給の割合も定められており、賞與その他の手當も抑制され されることにならうから、勝手な僞飾は出來なくなるであらう。さらに株主・重役のみならず、社員も相當の犧牲を ながら祕密積立金もいつまであるわけではない。吐出してしまへばそれまでである。またその内には會計準則も整備 れによつて利益金を増せば、賞與金も多くなるわけである。興銀の調査による十五年度下期の收益率は上昇してゐる。 にとつては相當の痛手になることと思はれる。從つて彼等の立場から統制令に向けられた反對も激しいものであつた。 にはならなくなつた。また從來交際費とか機密費の名目で得たものも統制令は嚴重に監督するのである。 たづさわる重役も同樣である。今まで勝手に定めた賞與金も貰へなくなつたし、報酬も退職金もその他の給與も自由 いかに向上し、いかに收益が增加しても、出資者は限度以上の配當に預かることはできない。従つて出資者個人とし いかにも自由を束縛された壓迫感に堪へないかもしれない。だがこれは株主にかぎつたことではなく、經營に 業績の向上よりはむしろ統制令の影響であつて、祕密積立金の吐出に起因するといはれてゐる。然し これは重役

8

も少なくないことであらう。だが、かかる個別的な事情は兎に角として程度の相違はあつても出資者も經營者も事務 今度からはさうしたことが必らずしも自由には出來なくなつたわけで、中には不當な待遇に甘じなければならぬもの 員も一様に所得の抑制を受けるのである。從つてこの點では經理統制令は公平であらう。然もこれは消費を所得の方 面から抑へて、物價の低位を維持することになるのであつて、現下の情勢においては適切な措置といふべきである。 昭和十六年五月十四日朝日新聞「戰時下主要産業の業態」参照

齎らすものである。統制令は第二條において經理統制の大綱を次のごとく述べてゐる。 前述のごとく統制令が會社關係者の所得を制限することは、當然社內留保金の增加、自己資金の蓄積といふ結果を

令第二條 會社ハ國家目的達成ノ爲國民經濟ニ課セラレタル責任ヲ分擔スルコトヲ以テ經營ノ本義トシ其ノ經理ニ關シ左ノ各

一、資金ハ之ヲ最モ有益ニ活用シ、荷モ人的及物的資源ノ濫費ニ陷ルガ如キコトハ嚴ニ之ヲ避クルコト

經費ノ支出及資産ノ償却ヲ適正ナラシムルコト

號ニ掲グル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ

利益ノ分配ヲ適正ナラシメ自己資金ノ落積ニ努ムルコト

役員、社員、其ノ他從業者ノ給與及其ノ支給方法ヲ適正ナラシムルコト

かのやうな印象をうける。卽ちこれは役員社員その他の從業者の給與制限とは全く關係がないもののやうな感をあた この條文を文字だけに囚はれて讀むと、自己資金の蓄積は、あたかも出資者に對する配當制限によつてのみ行はれる 適切な措置といはねばならない。

へる。然しながらこれが單なる錯覺にすぎないことはいふまでもない。

1

場合、 増加せしめ、 次増大すべきは當然であり、またそうあつてはじめて統制令の所期の目的も達成されるわけである。ここに蓄積され 節約切下が、 積の要素として人件費低下の影響は、無視することができない。これを要するに、 格が製品原價に釘附けされてゐる場合は別である。この場合には人件費の減少だけ利益も減少するから、販賣數量に 社内留保の増加に作用するものである。尤も人件費の節約がただちに販賣價格の低下をひきおこす場合、卽ち販賣價 るが、すべてこの種の支拂制限によつて社内留保が増加することはいふまでもない。つぎに人件費の節約抑制もまた との利益分配には出資者に對する配當金のみならず、役員に對する賞與金も社員に對する利益分配も含まれるのであ た資金は會社財政の堅實性を增大せしめ、生産設備に轉化し從つて企業擴充の趣旨に副ふことになるから、これまた 變化がないかぎり、社内留保金を增加せしむる原因とはならない。これに反して販賣價格が原價に釘附されてゐない ら開始されたばかりであるから、大した額にはなるまいと想像される。けれども今後營業年度が重なるにつれて漸 ここに蓄積される資金の額がどの位になるか實際の數字はまだこれを知る機會がないし、統制令の實施も昨年の秋 經理統制令が制限する人件的支出は會計的には利益分配のための支出と、人件費としての支出の二種に區別される。 即ち價格は價格で別にその高さが維持されてゐて、原價の增減に關係がない場合には、人件費の節約は利益を 利益配當の場合たると人件費の場合たるとを問はず、自己資金の蓄積原因となることは當然である。 從つて社内留保の増加の原因となる。生産費の内に含める人件費の割合が多いところでは、自己資金蓄 收入が維持されるかぎり、 支出の

社員が犠牲となるのである。これは甚だ公平を缺くものであるといはねばならない。 いに利益することにもならう。 立金の塡補によつて輕減されるのである。またもし配當制限が緩和されるような時期に到れば、その時の出資者が大 ない場合に、これを取崩して配當に充當することも出來ないではない。缺損を蒙つた場合に、出資者の犧牲はこの積 れない。然しこれは自己資本の増加となり、配當の最高限度を引上げる結果、出資者には有利である。また利潤が少 る。なるほど出資者の立場から考へれば留保資金は自己の自由にはならないのであるから、一向に有難くないかもし 意味において統制令は出資者を虐待するどころではなく、役員社員を犧牲にして出資者を利益する結果となるのであ 然るに役員社員は給與を減殺された結果殘部はすべて出資者のものとなつて自己のものとはならないのである。この その時々の所得が少なくなるのみであつて、殘額は會社に保留されるとはいへ、自己のものであるのに變りはない。 の所得を制限して蓄積したものが、悉く出資者の持分を增加せしむることになるのである。出資者は配當制限により 制令による人件的支出の節約制限はどういふ結果を齎らすことになるか。出資者のみならず、經營者、事務員その他 利潤の留保であるから、 ところでここに注意すべきはこの蓄積された資金は誰の所有に屬するかといふことである。これはいふまでもなく、 積立金として示されるもので、 何れにせよ、廣い意味での出資者は決して損失を蒙ることにはならない。むしろ役員 出資者に屬することは明かである。もしそうだとすれば、

やうな曖昧なものではなく、積立金に明瞭な使途を附加して、出資者が自由に處分しえないように用意することであ た簡單にもなるが、 然らばこの不公平を是正するには、如何にすべきか。公平にするといふ意味の解釋によつては、 消極的な解決の一として、積立金の使途を明示するといふ方法が考へられる。 別途積立金といふ 六ケ敷もなり、

11

會社經理統制令と自己資金の蓄積

る。 統制令もこれを意識してかしないでか詳かではないが、第六條に積立金に關する規定を設けてゐる。 主務大臣會ハ社收益ノ狀況其ノ他經理ノ實情ニ照シ必要アリト認ムルトキハ、當該會社ニ對シ法定積立金ノ外特別ノ積立金ノ

この積立命令の規定は前述の點を顧みて特に活用されねばならない。

積立ヲ命ジ、又ハ當該積立金ノ運用方法ニツキ必要ナル命令ヲナスコトヲ得

四

應解決することができる。然しながら自己資金蓄積の問題はもつと重大な問題を包藏するものであつて、事情によつ ては深刻な對策を必要とするに至るであらう。 自己資金の蓄積に關聯する分配の不公平といふ問題は、積立金の使途を明かにすることによつて、消極的ながら一

的な資金の分配になるかどうかといふことである。換言すれば、企業關係者への所得分配の問題から企業間の資金分 れはつぎのごとき問題におきかへて考へることができる。卽ち各企業における資金の蓄積は國民經濟的にみて、 今まで述べてきたところは要するに會社關係者に對する所得分配の問題であるが、一段高い見地からみるとき、こ

力の源泉であつて、企業の維持發達といふことは國民經濟の存續發展に不可分の關係を有する。國民經濟の健全なる 營業期が年數を重ねるにつれて各會社は漸次資金を累積してゆくことであらう。これは個別經濟的見地ばかりでな 國民經濟的見地からしても、 企業の健全なる維持といふ點で望ましいことである。 企業は國民經濟における生産

配の問題へ轉化するのである。

橋 論 叢 第八卷 第三號

發達は個別企業の健實性に倚存するものであつて、企業の健實性を確保するために、自己資金の蓄積が重要なる手段 その意味において企業各自の自己金融は國民經濟的にも重要な意義があるといふべきである。

すべきが肝要である。 るかぎり、その健全なる維持に要する利益留保は許さるべきであらう。然しながらそれ以上に超過利潤がある場合に せよ、累積放置するといふことは合理的な措置といふことができない。もとよりその企業が國民經濟の存續に必要な 別があることである。從つて戰時經濟においては不急不要の企業に資金を、それが如何なる形態に運用されてゐるに ある。高度國防國家の建設といふ見地からみて、不急不要なる企業と是が非でも育成發展させねばならぬ企業との區 然しながらここで考慮さるべきは、戰時經濟においては企業の種類によつてその重要性に差違があるといふことで これに相當する留保資金は、 他の擴充を要する企業へ振向けるか、またはその他戰時經濟上有效なる方面へ轉用

題はまだ急を要することではないと解釋されるためか、統制令はきわめて消極的なもしくは無關心な態度を示してゐ るやうである。 態の逼迫につれ、 はない。むしろ現在のところでは、材料不足その他の事情で資金不足に喘ぐものが多いかも知れない。だが何れは事 いて許可制を設けたのみであつて、 現在戰時經濟がどの程度に急迫した狀態にあるか明かでない。また會社にどの程度の資金の餘裕があるかも詳かで 資金の運用について統制令は同三十三條、 統制の强化に從つて、この點が問題にならないとは斷言できない。 積極的な統制管理指導を企圖したものではない。 則三十五條に規定を設けてゐるが、これは資金の運用につ 現在我國の狀勢では、 かかる問

これに關聯して獨逸の配當および利潤制限の發展を顧慮することは興味深いことである。

獨逸ではすでに六、七年

230

配當制限ではない。 制限は我國の場合とは違つて、單純なる自己金融を行はしめるのではなく、むしろ最初から留保資金の國家的利用と 法(Anleihestockgesetz) および一九三七年の同改正法によつて漸次配當制限は强化されてきたのである。獨逸の配當 前から配當制限は實施されてゐる。 金配當は拂込資本の六分を限度として許され、餘剩利益は獨逸金割引銀行に寄託せしめ、これを通じて公債に投下さ 前年度より増配せんとする場合、増配に相當する金額の公債を保有せしめんとするのである。従つて正しい意味での せるのである。但しこの公債投資は永續的のものではなく、一九三七年まで繼續され、その後は出資者に返還分配さ のみ増配はなしえぬといふに留まる。これに對して公債基金法は眞の意味の配當制限を規定したものである。 いふ事を目標とするものである。即ち公債の强制保有、 禁止された。これと相前後して特に軍需品價格につきつぎの對策が講ぜられた。卽ち價格形成委員會は一九三八年十 留保された積立金は租税證券を以て返濟されることになつた。これを要するに獨逸の配営制限は單純な而して永續的 れるのである。ところが一九三七年の改正法によりこの適用期間はさらに三ケ年延長されると共に、従來公債として さらに一九三九年には戰時經濟令が公布されて、各種商品につき價格引下が行はれると共に、賃銀俸給の引上が一切 委員會が設置され、價格停止令が公布されて、十月十七日の物價を限度として一切の商品價格の引上が禁止された。 な利益留保ではなく、短期の制限であると同時に留保資金を國家が借用して利用することを意圖したものである。 獨逸ではこの種の配當制限と並行して、利潤制限のために種々の措置を講じてゐる。卽ち一九三六年には價格形成 蓋し規定通りの公債購入ができれば、 卽ち一九三四年三月の資本投下法 (Kapitalanlagegesetz) 同年十二月の公債基金 利益留保の强制供託を命じたのである。 増配は一向に差支へない。ただ公債購入の餘裕がない場合 資本投下法は會社

橋 論 叢 第八卷 第三號

つたのである。 für öffentlichen Auftragen: LSÖ)を制定した。この計算要綱により適正原價を決定して軍需品價格の抑制引下を行 辨價格形成における原價計算要綱(Leitsätze für die Preisbildung auf Grund der Selbstkosten bei Leistungsn 一月に官廳調辨價格形成方針 (Richtlinien für die Preisbildung bei öffentlicher Auftragen: RPÖ) および官廳調

くて戰爭勃發後一年を經過した昨年後期に至つて、超過利潤の問題が表面化してきたのである。 ことが發見された。軍需産業においてこの傾向が特に顯著であることは年度決算の結果に徹しても明瞭となつた。か 策によつて個別的に利潤の制限を實行してきたのであつた。從つて戰時超過利潤の發生すべき餘地は毫も存在しない と信ぜられてゐた。然るに事實はこの豫想を完全に裏切つたのである。卽ち各方面において過大利潤の發生してゐる 以上述べたやうに獨逸は一方ではすでに早くより配當制限により餘剩資金の國家的利用を敢行し、他方では物價政 以上の點について精しくは、栂井義雄著「獨逸の證券及株式會社統制」参照

五

じてゐる。 餘剰資金の國民經濟的な利用處分の問題にほかならない。 wirtschaft において Abschöpfung von Uebergewinn (超過利潤の徴收) といふ題の下にこの問題に對する對策を論 有機的貸借對照表論で有名なフランクフルト大學のシュミット教授は本年一、二月號の Zeitschrift für Betriebs-これは超過利潤の算定、徴收および利用の方法を取扱つたものであつて、要するに、企業維持に不必要な

ば、 に洞察しうる組織の必要なる點を指摘してゐる。 效果を保證する方面へこの徴收資金を振向けることであつて、シュミットはこのために戰時經濟の狀態と要求を明確 に用ひてもよいし、經營合理化、價格の維持引下に使用しても差支ない。或はまた重要な産業の新設擴張が必要なら といふのであるが、その用途は色々あつて、これを國庫へ徴收して戰時財政に充當してもよければ、 まづ適正なる利潤を超過する部分は國家がこれを企業から取上けて、戰時經濟上必要なる用途へ有效に轉用すべし これに流用するのも一法である。 その何れによるにせよ、 たゞこの場合に肝要なのは、 全體社會に對して最大の 重要産業の助成

Grundsätze der Kostonrechnung)を援用すべき旨を主張してゐる。彼の言に從へば、この計算準則に示された戰時 經濟的適正原價こそ適正なる利潤、 る「官廳調辨價格形成における原價計算要綱」 および同じく物價形成委員會の制定せる原價計算總則 こそ國民經濟上不當にして經營經濟上不要なる部分であつて、これを徵收するも、經營の給付能力を減殺するもので 需品生産のための設備は耐用期間が戰爭繼續期間によつて左右されるところから、その豫定は甚だ困難であり、 捕捉し得ない費用項目が存在するからである。 はないと述べ、さらにこの準則に具體化された計算方法は正に最も進步せる利潤計算形態であるとさへ論じてゐる。 然しながらこの計算準則を基礎とするにしても、明確なる超過利潤の決定は必らずしも容易ではない。蓋し正確に 超過利潤の徴收にはまづ適正利潤の算定が必要である。この計算は必らずしも容易でないが、シュミットは前述せ 從つてまた超過利潤の計算基礎たるべきものであり、ここに算定された超過利潤 殊に設備の減價償却費と危險費とはきわめて曖昧なる項目である。 (Allgemeine

會社經理統制令と自己資金の蓄積

費も企業家危険費のごときは殆ど正確には把握しえない。かやうに各決算期每にその正當なる額を算定することが不

徴牧を停止してこれに充當せしめねばならない。 金は國家の戰時財政に吸收されたのである。そこで企業が今後經營擴張のため資金を必要とする場合には超過利潤の め資金を必要とする場合には主として自己金融によるべき旨が從來指定されてきた。これによつて國民貯蓄による資 の計算基礎としては財産税貸借對照表の自己資本が適當であらうと述べてゐる。 である。 最高限度を規定しておく必要がある。但しこの步合を決定するに株式會社の自己資本そのまゝ基礎とすることは誤り 危険があることである。この配當は阻止せねばならない。そのためには活動資本に對する歩合を定めて、利潤配當の て二つの注意事項を附け加へてゐる。第一は超過利潤の曖昧なる部分が未だ確定されない内に利潤として配當される その間に超過利潤の徴收を妨害するやうな事故が種々發生すべきことは想像される。そこでシュミットはこれに對し れない。蓋し嚴密には償却費も危險費もその時に至るまでは確定し得ないからである。 らない。この問題に對してシュミットは次のごとき態度をとつてゐる。卽ち正確に決定しうる部分はその發生年度に 部分まで取上げるかといふ點である。卽ち超過利潤の種類に應じて異つた取扱をなすべきかどうかが考察されねばな 可能であるとすれば、ここに問題になるのは明瞭に確定しうる超過利潤のみにかぎり徴收するか、それとも曖昧なる おいて徴收すべきであり、曖昧なる部分は後年度に至つて明確になるまで徴收を延期すべしといふのである。 この方法によれば超過利潤の最終的清算は戰爭終了後にいたつてはじめて正確に行はれるといふことになるかも知 蓋しこれは祕密積立金の設定によつて過少に表示されてゐることが多いからである。從つてシュミットはそ だが、 かくのごとく企業が超過利潤を自己金融のため留保した場合、 第二に戦時重要産業が經營擴張のた かやうに淸算を延期する場合、

この留保利益の配営を制限するのみでは不充分である。

さらに進んでこれが出資者の自己資本として經營財産に附加

收さるべきことになつてゐる。

ある。 ることになる。この負債は戰時公債と相殺して償還することも出來る。 た超過利潤が曖昧であるから、この負債額も當然不確定であつて、最後の清算が行はれる時に至つてはじめて確定す 用證書を國家へ差入しむべしと論ずる。卽ち企業が留保した超過利潤は國家から預つたものと見做すべしといふので されることも防止する必要がある。シュミットはそのために企業者をしてこの留保額に對して適正利子を附記した借 かくしてはじめて出資者の個人所得の増加、卽ち戰時超過利得の發生は同避することが可能となる。留保され

この訓令は戰時經濟令第二十二條卽ち價格および報酬は戰時國民經濟の原則によつて構成さるべしといふ規定に基く 年卽ち一九四〇年の十一月六日に囘章一三五―一四〇號を發し、財界の諸團體と懇談を開始した。間もなくこの懇談 であつたにも拘はらず、これを怠つた結果發生せる利益は一九三九年九月一日卽ち今次大戰勃發當初に遡つて計算徵 かぎり、 需品たると民需品たるとを問はず、これを引下ぐべきであるが、過去および將來においてこの價格引下が行はれざる もので、この規定の具體的適用のために發せられたものである。その要旨は價格が戰時經濟上不常に高い場合には軍 に基いて主要工業團體に對し三月五日附の特別訓令を發し、つづいて他の産業團體にも同様の手續をとつたのである。 物價形成委員會がこれを取上げて、本年から實施される運びになつた。すでに當委員會はこの問題を討議するため昨 らこの點が問題となつてきたのである。ところがかかる超過利潤對策は單なる學者の警告乃至提案たるにとどまらず、 以上において簡略ながらシュミットの超過利潤處分問題に關する見解の大要を要明したが、獨逸ではすでに昨年か 利潤は徴收さるべきであるといふのである。殊に過去において原價の低下により當然價格引下が行はるべき

縷說してゐる。卽ち企業家は價格形成委員が決して不合理なことを要求するものでなく、常に深い經濟的洞察に基い るのである。ワグナーはさらに、企業家が自ら進んで忠實にこの要望に副ふであらうと證言し、これを確信する旨を 者から色々疑問が發せられたが、それは尤もなことであり、決して非難するには當らないとして企業家を辯護してゐ グナーは政界官界財界の代表者に對する挨拶の中でこの點に言及して、戰時經濟令第二十二條の適用に際し利害關係 wirtによれば、かかる措置はむしろ遅きにすぎたといふ非難が各方面から起つたといふことである。卽ちこういふ訓 得ない。だがこれを一度に除去することはできない。價格形成委員にとつて問題になるのは事ら物價關係の不調和と 除去することは不可能である。 行することは決して難事ではない。假令すべての關係者が最大の善意をもつとしても、戰爭の經濟的惡影響を完全に て行動してゐることを必ず認めるであらう。相互の尊敬と信賴を以てするならば、價格形成委員の提示した要求を實 詳細な説明を求めるものがあるが、これは一種の延引策を講ずるものにほかならないといふのである。 令が假令なくとも、企業家は自ら價格引下を行ひ、利潤徴收に應ずべきであつたのである。この措置に對して殊更に すからである。從つてここに要求された價格引下および利潤徴收は決して刑罰ではない。これは如何に避けようとし 變動を緩和することである。 いことはこの峻巖な利潤制限が當時一般から如何なる態度で受取られたかといふことである。 との利潤徴收に闘する精しい事情は他の機會に稿を改めて紹介することにしたい。が、たゞここで附加へておきた 企業家に向けられたこの非難に對しては、却つて物價形成委員の側から釋明が行はれてゐる。委員長のヨセフ・ワ もしこの不調和と變動が繼續するならば、 戰時經濟の不可避的現象として價格および原價に關する負擔が發生することは已むを 國民の滅私奉公の精神に對して惡影響を及ぼ Der deutsche Volks會社經理統制令と自己資金の蓄積

を信じて疑はない。ワグデーは戦時經濟令第二條の發動にあたつて以上のやうな意味のことを述べてゐる。この峻巖 その制限だけである。原則的には經營の財政的給付能力は維持さるべきで、滅殺さるべきではない。たゞ超過利潤だ 對しても經濟的自殺を要求するのでもなければ、經濟的利己主義の抛棄を要求するのでもない。求めるところはただ 他の者が自ら進んで生命を捧げることを思へば、如何なるものと雖も、かかる犠牲は甘じて受くべきである。何人に ても決して避け得られるものではない。ただ戰爭の負擔を特別の犧牲として力ある者へ配分することにほかならない。 ら想像せられる獨逸の空氣と我國の事情とを思ひ合せるとき、色々考へさせられることが多いと感ずるのは啻に筆者 な、苛酷にさへ見える利潤徴收が産業界に如何なる影響を與へたかはまだ詳かでない。だが、ここに述べたところか けが消滅せしめらるべきである。この戦勝への重要な貢獻をなすために、企業家は何事でも敢へてするであらうこと のみではあるまい。(昭和十六年五月二十八日國立學會講演)

は一 F. Schmidt: Die Abschöpfung von Uebergewinn, Z. f. B. 1941 S. 8f. 向との外に Schmidt: Kriegs-und Rüstungsgewinn Z. f. B. 1937 S. 1f. 参照。 註二、三 昭和十六年五月二日朝日新聞「ドイツ戦時利潤統制の前進」参照 Gewinnbeschränkung als Kriegspflicht. Der deutsche Volkswirt 21. märz 1941

其の他同誌の四月四日號、四月二十五日號、五月三十日號參照、

Preissenkung u. Gewinnabführung in der Industrie. Der deutsche Volkswirt 14 März 1941.